

鳥取県職業能力開発審議会設置要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、鳥取県職業能力開発審議会（以下「審議会」という。）に関し必要な事項を定めるものである。

(組 織)

第2条 審議会は全体会議及び別表に定める部会で構成する。

2 全体会議及び部会は、それぞれ次の各号に掲げる人数の委員をもって組織する。

- (1) 全体会議 13名以内
- (2) 部会 別表のとおり

(調査審議する事項)

第3条 全体会議は、鳥取県附属機関条例（平成25年鳥取県条例第53号）別表第1で定める事項（以下「調査審議事項」という。）を調査審議するものとし、その具体的な内容は職業能力開発の推進に関して必要と認められる事項とする。

2 部会は、調査審議事項のうち別表に定める事項について調査審議する。

(委 員)

第4条 委員は、その調査審議する事項に関し知識又は経験を有する者のうちから、知事が任命する。

- 2 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会 長)

第5条 審議会に会長を置き、全体会議委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、全体会議の会務を総理し、審議회를代表する。
- 3 会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(部会長)

第6条 部会に部会長を置き、部会委員の互選によりこれを定める。

- 2 部会長は、部会の会務を総理し、部会を代表して全体会議委員を兼ねる。
- 3 部会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会 議)

第7条 全体会議及び部会は、会長又は部会長（会長又は部会長が定まる前にあっては、全体会議は商工労働部長からの求めに応じ鳥取県立産業人材育成センター所長が、部会は鳥取県立産業人材育成センター所長）が招集する。

- 2 全体会議及び部会は、各会議に所属する委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 全体会議の議事は、会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 各部会の議事は、各会議に出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、各部会長の決するところによる。
- 5 審議会は、必要に応じて関係者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、鳥取県立産業人材育成センターにおいて行う。

(委員の秘密保持義務)

第9条 委員は、審査の過程で知り得た団体等の秘密を厳守するとともに、正当な理由がなく、これを自己の利益のために利用してはならない。委員の任期終了後においても同様とする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成29年5月11日から施行する。

別表 (第2条、第3条関係)

部会の名称	組織	調査審議する事項
ものづくり情報技術科運営推進部会	委員は12名以内とする。	ものづくり情報技術科の職業訓練のあり方に関する事項
土木システム科運営推進部会	委員は12名以内とする。	土木システム科の職業訓練のあり方に関する事項
木造建築科運営推進部会	委員は12名以内とする。	木造建築科の職業訓練のあり方に関する事項
総合実務科運営推進部会	委員は12名以内とする。	総合実務科の職業訓練のあり方に関する事項
自動車整備科運営推進部会	委員は12名以内とする。	自動車整備科の職業訓練のあり方に関する事項
設計・インテリア科運営推進部会	委員は12名以内とする。	設計・インテリア科の職業訓練のあり方に関する事項
デザイン科運営推進部会	委員は12名以内とする。	デザイン科の職業訓練のあり方に関する事項